

第2章 災害予防計画（風水害編）

災害予防計画（風水害編）は、災害の発生を未然に防止するために、治山治水事業等の村土の保全、防災に関する教育や訓練、防災業務用施設や設備の整備、災害用食糧や物資及び資材等の備蓄、その他災害予防施策を定め、その実施を図るものとする。

第1節 防災意識の高揚

1. 基本方針

災害を最小限に食い止めるには、防災関係機関による各種災害対策の推進はもとより、村民一人ひとりが「災害から自己を守る」とともに、「お互いに助け合う」という意識行動が必要である。そのため、村民各層における防災意識の高揚を図る。

特に近年、台風への防災意識の低下が懸念され、台風時に外出して負傷する事例が多数みられることから、村、県及び関係機関は、台風や大雨、火災等に対する教訓、訓練、広報を充実・強化し、風水害等に対する住民等の防災意識や対応力を維持・向上させるため、過去に本村に甚大な被害をもたらした台風等の教訓を再認識し、自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等の必要な知識を教える実践的な防災教育等を実施するなど、災害の教訓を風化させないことが重要である。

2. 実施内容

1) 職員に対する防災教育の実施

（1）防災担当者研修

本村における防災担当者は、県や防災機関・団体が行う防災に関する知識及び活動についての研修等に積極的に参加し、本村の防災対策に反映するよう資質の向上に努めるものとする。

（2）防災関係機関職員の教育

本村における防災関係機関・団体は、防災に関して、その所属職員の教育を計画的に実施するものとする。

（3）消防教育

消防教育は、消防団員に対し、消防学校で行う専門教育及び本村において各々所要の教育計画を定めて実施する一般教育とする。

2) 防災上重要な施設の管理者に対する防災教育の実施

（1）危険物取扱施設の管理者

防火管理に関する有識者を増やすため、県が法令に基づいた指導・講習等を実施し、本村においても周知及び協力体制を図るとともに、防火管理体制の強化・拡充を促進するものとする。

（2）避難時の拠点施設となる管理者等

避難計画に定めた避難所等の防災拠点施設において、その管理者等に対する防災教育の徹底を図るものとする。

3) 村民に対する防災教育の実施

(1) 防災訓練による防災知識の普及・教育

防災関係機関の協力等により総合防災訓練を行い、防災関係者及び住民の参加を促進させ、災害に対する知識や教育を深めるものとする。

(2) 防災マップの配布及び標識による防災知識・対策の普及

村は、災害リスクや災害時にとるべき行動について普及・啓発するとともに、防災知識や安全対策のほか、避難所や避難路、災害危険予想区域等を明示した防災マップを作成し、住民及び滞在者に配布することで防災知識の普及を図る。また、各地域において明確な避難場所等の防災標識を設置することにより、防災に対する意識の向上を図るものとする。

① 防災マップの作成・配布

② 地域別に防災標識を設置

防災マップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。

(3) 災害広報の実施

村民に対して広報活動を行い、防災知識の普及に努める。

ア) 広報手段

① 村広報誌の活用

② 村ホームページの活用

③ 座間味村防災行政無線の活用

イ) 広報内容

① 一般的な防災知識

② 災害時の危険個所

③ 避難場所の設定や利用に関すること

④ 気象（災害）予報に関すること

⑤ 5段階の警戒レベル（避難指示等）に関すること

⑥ マイ・タイムラインの作成に関すること

第2節 自主防災組織の確立計画

1. 基本方針

災害時における応急活動は、単に地方公共団体のみならず各種公共団体や民間協力機関はもとより、地域住民の協力がなければ万全を期しえないものである。また、自分たちの地域は自分たちで守ろうとする協同と連帯感も重要である。そのため地域の実状に応じた住民の隣人互助の精神に基づく自発的な防災組織を育成し、防災活動が効果的に実施されるよう協力体制を確立する。

2. 実施内容

1) 自主防災組織の育成

村は、災害対策基本法第5条第2項の規定に基づき、自主防災組織の充実を図ることとし、その際には消防機関等の関係機関と連携協力するものとする。また、村民は災害対策基本法第7条第2項の規定に基づき、自主防災組織に積極的に参加し、防災に寄与するよう努めるものとする。

特に、風水害においては、浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の災害危険箇所について、危険箇所内の避難誘導や避難行動要支援者等の避難支援を円滑に行えるように自主防災組織等の協力体制の整備を促進する。

(1) 組織の編成単位

自主防災組織は、住民の防災活動推進上最も適正な規模と地域を単位として編成する。その組織化に当たっては、①住民が真に連帯感に基づいて防災活動を行うことができる規模であること、②住民の基礎的な日常生活圏域としての一体性を持っている地域であること、に留意し村が住民と協議し実施するものとする。

(2) 組織づくり

組織づくりに当たっては、自治会等の既存組織を自主防災組織へ育成することを基本として、次の方法により促進する。

- ① 自治会等の自治組織に活動の一環として防災活動を組み入れる。
- ② 防災活動を行っている組織に対して活動の充実強化を図る。
- ③ 婦人団体及び青年団体並びにPTA等の地域で活動している組織を活用する。

2) 自主防災組織の活動

(1) 平常時の活動

- ① 防災知識の普及及び防災訓練の実施
- ② 防災情報の収集伝達体制の確立
- ③ 防災用資機材等の備蓄及び管理
- ④ 男女共同参画の視点を取り入れた防災士及び防災リーダーの育成
- ⑤ 地区防災計画の作成

(2) 災害時の活動

- ① 災害情報の収集及び伝達、避難指示等の伝達
- ② 出火防止の実施
- ③ 救出・救護の実施及び協力

- ④ 集団避難の実施
- ⑤ 炊き出しや救助物資の配布に対する協力
- ⑥ その他

3) 資機材及び活動拠点の整備

村は、自主防災組織が災害時において消火、救助、救護等に必要な防災資機材の整備を促進するため、必要な援助を行うものとする。

また、平常時においては自主防災組織の研修・訓練の場となり、災害時においては避難・備蓄の機能を有し、活動の拠点となる施設の整備を図るものとする。

第3節 防災訓練実施計画

1. 基本方針

災害応急対策の迅速かつ確実な実施を期するため、平常時における継続的な訓練が重要である。このため、村民並びに本村職員に対して防災意識の高揚に努めるとともに、関係機関との緊密な連携のもとに防災訓練を実施する。

2. 実施内容

1) 防災訓練の実施

防災意識の高揚は防災訓練を実施することによって一層の成果を上げるものである。そのため防災関係機関の連携のもとで、公共団体、民間協力団体、福祉施設、学校及び地域住民等あらゆる機会をとらえて、基礎訓練や総合訓練等の計画的な実働訓練を実施する。

表2-3-1 実施が求められる訓練の種類

訓練種別	実施内容
総合防災訓練	① 危険地域を対象にして地域ぐるみ（防災機関も含む）の防災訓練を実施するものとする。実施に当たっては、関係機関が緊密な連携を図り、必要に応じて他の関係機関と合同で行うものとする。 ② 訓練内容の中には、避難、救出・救護、炊き出し、防疫訓練等の実施から、情報の収集、応急対策の指示・伝達等、災害時の通信や広域応援要請（情報伝達）が円滑かつ迅速に行えるよう訓練していく。 ③ 初動体制の確立と迅速化及び各防災機関、住民との連携を図るため、職員の参集訓練を実施する。
訓練	① 役場をはじめ、学校、公民館、郵便局、診療所及び福祉施設等の公共・公益施設、宿泊施設や飲食・商店等の多くの人が集まる場所を対象として、消防機材を利用した消火訓練等（避難を含めた総合訓練）を実施するものとする。
水防訓練	① 本計画により危険と予想された箇所周辺地域において、洪水や浸水、高潮・津波等の水害に対する避難等の訓練を実施する。

2) 訓練実施の要領及び実施時期

訓練を実施する場合には、あらかじめ訓練実施要領を作成して各関係機関に周知するものとする。また、防災関係機関と合同による総合防災訓練は少なくとも年1回、防災の日（9月1日）もしくはその前後の期間において実施するものとする。

3) 訓練の参加機関・団体及び対象者

訓練の参加対象は、村、県をはじめ、防災関係機関及び社会教育関係団体とし、さらに一般住民の参加を促進するものとする。

4) 訓練のための交通規制

村は県公安委員会と協議の上、防災訓練の効果的な実施を図るため、特に必要があると認め

る時は、当該防災訓練の実施上最小限度で区域または道路の区間を指定して、歩行者及び車両の道路通行を禁止または制限することができるものとする。

5) 訓練後の評価

防災訓練実施後は、関係機関等訓練参加者の意見を収集するなどの方法により、成果及び問題点を点検・評価し、これらの検討結果に基づき防災体制や防災活動要領等の改善について検討するものとする。

第4節 災害時要配慮者安全確保体制整備計画

1. 基本方針

高齢者、障がい者、外国人、乳幼児及び妊産婦等の災害時要配慮者に対しては、防災知識の普及、災害時の情報提供及び避難誘導などについて、様々な配慮が必要である。そのため、平常時から地域において災害時要配慮者の支援体制の整備に努めるとともに、災害発生時には避難誘導はもとより、避難場所での健康管理や応急仮設住宅への優先的入居等についても推進していくものとする。

なお、村はこれらを「座間味村災害時要配慮者避難支援計画」として策定し、実施する。

2. 実施内容

1) 社会福祉施設等における安全確保

社会福祉施設等においては、高齢者、障がい者、乳幼児及び妊産婦等の災害発生時に自力で避難するのが困難な人々が多く利用しており、これらの人々の安全を図るため日頃から十分な防災対策を講じておくものとする。

- ① 施設の管理者は、災害発生時における安全で円滑な避難及び施設の被害を防止するため、施設や付属設備等の整備並びに常時点検に努めるものとする。
- ② 災害発生時の避難にあたっては施設と地域社会との密接な連携を図り、災害時に地域住民の協力が得られる体制づくりを行うものとする。
- ③ 災害発生時には保護者または家族と確実に連絡がとれるよう、緊急時の連絡先を把握し、緊急連絡体制を確立するものとする。
- ④ 災害時に災害時要配慮者が最低限必要な食糧及び物資を確保するため、災害用備蓄対策を図るものとする。また、必要に応じて近隣市町村や民間業者との応援協定を結び、災害時に生活物資が避難所などに十分に届けられる流通システムの整備を図る。特に、乳幼児を長時間にわたり保護しなければならない施設においては、必要最低数量のミルク等の非常食糧の確保に努めるものとする。
- ⑤ 要配慮者利用施設の所有者・管理者は、関係機関の協力を得て、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育、訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自営水防組織の業務に関する事項を定めた計画（避難確保計画）を作成する。また、作成した計画及び自営水防組織の構成員等について村に報告するとともに、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を企画し、実施前に村に報告、情報を共有するほか、訓練を実施し、その結果を村長に報告する。

2) 不特定多数の者が利用する施設における安全確保

不特定多数の者が利用する施設等には、高齢者や障がい者、外国人等のように災害発生時には自力で避難することが困難な人々が多く出入りしていることから、これら要配慮者の安全を確保するためには、日頃から十分な防災対策を講じておくことが必要である。

① 施設設備等の整備

施設の管理者は、災害発生時に要配慮者が安全に避難できるよう、高齢者、障がい者、外国人等の移動等の円滑化の促進に関する法律等に基づき、施設や付属設備等の整備に努めるものとする。

② 施設及び設備等の安全点検

施設の管理者は、災害発生時における施設自体の崩壊や火災の発生を防止するため、施

設や付属設備等の常時点検に努めるものとする。

3) 在宅で介護を必要とする住民の安全確保

心身に障害を有する者（児童を含む。以下同じ）、介護を要する高齢者については、身体諸機能の障害による移動困難及び判断能力の減退等による行動困難等、防災上の困難が認められる。

また、常時単身で日常生活を営む高齢者についても、生活環境の面から防災上の特別の配慮を必要とする。

① 避難行動要支援者の避難支援体制の整備

村は、防災担当部局と福祉担当部局との連携のもと、消防団、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から要配慮者と接している社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等の福祉関係者と協力して避難行動要支援者の避難支援の体制を整備するよう努めるものとする。

また、個人のプライバシーに配慮しつつ、避難行動要支援者の名簿等の情報を関係機関と共有し、また、本人の同意を得て自主防災組織等に提供し、一人一人の避難行動要支援者に対して避難支援者を定めるなど、具体的な個別避難計画避難支援個別計画の策定に努めるものとする。

避難行動要支援者名簿の作成・活用及び避難支援プラン（個別避難計画）の策定に当たっては、災害対策基本法及び「避難行動要支援者の避難支援に関する取組指針」（令和3年5月内閣府）に基づくものとする。

（ア）避難支援プラン（個別避難計画）の作成にあたっては、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等の事態が生じた場合においても、避難支援プラン（個別避難計画）の活用に支障が生じないよう、情報の適切な管理に努める。

（イ）地域防災計画に定めるところにより、消防、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、村の条例の定めるところにより、あらかじめ避難支援プラン（個別避難計画）を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。

（ウ）避難支援プラン（個別避難計画）情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

（エ）避難支援プラン（個別避難計画）が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をする。

（オ）地区防災計画が定められている地区において、避難支援プラン（個別避難計画）を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

② 防災についての普及・啓発

広報等を通じ、要配慮者をはじめ、家族、住民に対する啓発活動を行う。

（ア）要配慮者及びその家族に対する普及・啓発

- ・ 日常生活において常に防災に対する理解を深め、また日頃から対策を講じておくこと。
- ・ 地域において防災訓練等が実施される場合は積極的に参加すること。

(イ)住民に対する普及・啓発

- ・ 地域在住の要配慮者の把握に努め、その支援体制を平素から準備すること。
- ・ 発災時には要配慮者の安全確保に協力すること。

③ 緊急通報システムの整備

災害時に要配慮者が直接消防機関に通報できるシステムの整備に努めるものとする。

4) 避難行動要支援者名簿の作成

村及び防災関係機関並びに観光施設等の管理者は、地理的に不案内な観光客や外国人等が災害に遭遇した場合を想定した安全確保対策を事前に推進するものとする。

- ① 村長は、村に居住する要配慮者（高齢者、障がい者、乳幼児及び妊産婦等その他の特に配慮を要する者をいう。以下同じ。）のうち、災害発生時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）の把握に努めるとともに、避難行動要支援者についての避難支援等を実施するための基礎とする名簿（以下「避難行動要支援者名簿」という。）を作成しておかなければならないものとする。
- ② 避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する以下の事項を記載し、又は記録するものとする。
 - ア 氏名
 - イ 生年月日
 - ウ 性別
 - エ 住所及び居所
 - オ 電話番号その他の連絡先
 - カ 避難支援を必要とする事由
 - キ 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し村長が必要と認めた事項
- ③ 村長は、②の避難行動要支援者名簿の作成に必要な限度で、要配慮者の氏名等の情報を内部で目的外利用し、又は関係都道府県知事等に対し必要な情報の提供を求めることができるものとする。
- ④ 村長は、避難支援等の実施に必要な限度で、②の避難行動要支援者名簿に記載し、又は記録された情報（以下「名簿情報」という。）を、内部で目的外利用できるものとする。
- ⑤ 村長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、消防機関、那覇警察署、民生委員、児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織その他の関係者に対し、名簿情報を提供するものとする。
- ⑥ 村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、本人の同意を得ることなく、アの関係者その他の者に対し、名簿情報を提供できるものとする。
- ⑦ 村長は、⑤又は⑥により名簿情報を提供するときは、名簿情報の提供を受ける者に対して名簿情報の漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求めること、その他の当該名簿情報に係る避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護するために必要な情報を講ずるよう努めなければならないものとする。
- ⑧ ⑤又は⑥により名簿情報の提供を受けた者その他の当該名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならないものとする。
- ⑨ 避難行動要支援者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

5) 観光客・旅行者等の安全確保

村、県、防災関係機関、観光施設、宿泊施設及び交通施設（航空機、船舶、バス）等の管理者は、観光客等の行動特性を考慮し、地理に不案内な観光客・旅行者等や日本語を解さない外国人等が地震・津波災害に遭遇した場合を想定した安全確保体制を整備する。

① 避難標識等の整備、普及

村、観光施設、宿泊施設及び交通施設等の管理者は、避難誘導標識の配置、管理施設への海拔表示及びハザードマップの掲示等を推進するほか、県、観光協会、交通機関（航空機、フェリー、バス）、レンタカー会社及びガソリンスタンド等と連携して、地震・津波発生時の避難行動や避難場所等の情報を、ホームページや観光マップ等を利用して観光客や旅行者等へ周知する。

② 観光客・旅行者・宿泊客の避難誘導・帰宅支援体制の整備

観光施設、交通施設、旅館・ホテル等の施設管理者は、地震・津波災害時の避難誘導マニュアルや避難支援体制を事前に整備しておくなど、観光・宿泊客の安全を確保することにとどまらず、交通機関の被災等で、帰宅困難となった多数の観光客等が待機できるよう平素から食料・水・被服寝具等の生活必需品の備蓄に努めるものとする。

村は、津波避難計画の策定において、観光客、宿泊客等が多い時期を想定し、観光施設、宿泊施設、交通施設等の管理者と連携して、円滑に誘導する体制や避難場所、避難経路等を確保する。

また、県と連携して、観光客等に津波警報や避難情報等を即時配信できるシステムの導入に努める。

③ 観光関連施設の耐震化促進

村及び県は観光関連団体と連携し、観光関連施設の耐震診断及び改修に係る広報及び相談、支援策の実施に努める。

第5節 ボランティア計画

1. 基本方針

災害時には行政機関だけの活動には限界があることから、行政機関と連携・支援によるボランティアの救援・復興活動は大きな役割が期待される。このため、関係機関、ボランティア（団体）等を支援し、災害ボランティア活動が効果的に行えるよう、平常時から相互連携体制の確立と必要な活動を推進する。

2. 実施内容

1) ボランティア意識の醸成

- ① ボランティア精神は、幼少期からの教育や体験等によるところが大きいことから、その育成に当たっては、学校教育において積極的に取り入れて行くものとする。
- ② 生涯学習などの社会教育活動の中でボランティア講座等を開催し、ボランティアへの理解と実践へのきっかけづくりを図るものとする。

2) ボランティアの育成

- ① ボランティア活動を効果的に実施するためには、地域ボランティアが必要であり、村及び座間味村社会福祉協議会は連携し、普段からその育成に努めるものとする。

〔地域ボランティアの役割（初動期）〕

- ア. 被災地外からのボランティアの現地誘導
- イ. ボランティアの受付
- ウ. ボランティア組織の形成支援
- ② 迅速かつ有効なボランティア活用を促進するため、医療業務、看護業務、通訳、無線通信、被災建築物応急危険度判定等の専門的な資格や技能を有する者を「専門ボランティア」として平常時から登録及び把握に努めるものとする。
- ③ 専門ボランティアに登録されている者に対し、防災に関する知識及び技術の向上を図るため、研修・訓練等に努めるものとする。
- ④ 村は、社会福祉協議会及び県等との連携を図り、災害時にボランティアを指導し、効果的な活動が行えるよう、ボランティアコーディネーターの養成に努めるものとする。

3) ボランティア支援対策

（1）ボランティア支援の準備

- ① 災害復旧で訪れるボランティアの受付場所、受付要員、活動拠点などについて検討するものとする。
- ② 災害後のボランティアニーズを想定し、初動期のボランティア活動が迅速に行われるよう、計画・整備しておくものとする。
- ③ 本村におけるボランティア（団体）を登録、把握するとともに、活動支援を行うものとする。
- ④ ボランティアが被災地において相互に連携し、迅速かつ機能的な活動が行えるよう、平常時から研修や交流の機会を提供して、ボランティア相互間の連絡体制等ネットワーク化を図るものとする。
- ⑤ 村は県と連携して、ボランティアが安心して活動できるよう、ボランティア保険制度の周知を図るなど、普及・啓発に努めるものとする。

- ⑥ 災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者（社会福祉協議会等）との役割分担等を定めるよう努めるものとする。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。

第6節 村土保全事業の促進計画

1. 基本方針

各種災害から村土を保全することを目的とする「災害に強い村づくり」の一環として、各島とも平坦地が少なくほとんどが山林地域で占められ、南側の海岸に開けた平坦部に集落が部分的に立地するといった地形的特徴を勘案して、土石流対策や急傾斜地崩壊防止対策並びに海岸防災対策等の村土保全事業を国や県と協力して推進するものとする。

2. 実施内容

1) 構築物その他の風水害予防措置

看板や広告物等の構築物について、台風等による災害発生の危険性を想定し、定期的及び事前に調査を行い、危険と判断されるものについては直ちに所有者または管理者に通報し、改善もしくは撤去を行うよう指導する。

2) 農作物の風水害予防対策

風水害による農作物の被害防止策として、農家及び農業従事者に次の事項を重点に指導するものとする。

〔指摘事項〕

- ① 暴風網の整備
- ② かん水、排水施設の整備
- ③ 病虫害の防除

3) 道路、橋梁の維持・補修事業

道路管理者は所管、所轄する道路、橋梁を常時補修するものとする。なお、早急に補修が不可能な危険箇所については、立て札によって表示し、通行または重量の制限を行う。

4) 治山対策

本村は地形的に急峻で海岸部に開けたわずかな平たん部に集落が立地していることに加え、台風の常襲地帯となっていることから、潮風害による被害を受けやすい。これらを未然に防止するため、防風林・防潮林等の整備を促進するものとする。

5) 土砂災害防止対策

本村には土砂災害が発生する可能性のある区域として指定される、砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域、急傾斜地崩壊危険箇所、土石流危険渓流箇所、土砂災害警戒区域等がある。急傾斜及び土石流による危険が予想される区域は、「沖縄県水防計画」のとおりである。そのため、これら区域を危険区域として把握するとともに、周辺の住民に対する危険区域の周知徹底及び警戒避難体制を確立するものとする。また急傾斜地崩壊対策事業等を促進し、集中豪雨等による土石・土砂流出並びに傾斜地崩壊等の防止に努め、大雨時や台風接近時には巡回監視し、状況把握に努めるものとする。

また、土砂災害の発生のおそれのある土地の区域について、土砂災害等に対するリスクの評価を踏まえ、都市的土地利用を誘導しないものとし、必要に応じて、移転等も促進するなど、風水害に強い土地利用を推進する。

さらに、村は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防災対策の推進に関する法律（土砂災

害防止法）第8条に基づきハザードマップ等を作成、配布、研修等を実施し、災害リスクや災害時にとるべき行動について普及・啓発を図る。

6) 海岸防災対策

現在、本村においては海岸保全区域として東海岸及び座間味港が指定されている。これら区域を中心に海水による浸食または高潮及び波浪等から海岸を防御するため、離岸堤及び海岸護岸並びに消波工の設置等、高潮対策事業並びに浸食対策事業等の海岸保全事業を促進するものとする。更に防風林及び防潮林の保全育成を図り村土保全に努める。

表 2-6-1 海岸保全区域

所管(国)	所属(県)	名称	位置等	指定延長	指定年月日
水産庁	南部農林土木事務所	漁港名：阿嘉	位置：字阿嘉	600m	昭和 51. 7. 12
国土交通省 港湾局	南部土木事務所	海岸名：座間味港	位置：字座間味	880m	昭和 51. 12. 13

資料：令和 5 年度沖縄県水防計画

第7節 建築物等災害予防計画

1. 基本方針

風水害や火災及び地震等による建造物の災害を防御するため、災害に強い村づくりの一環として、防災建造物の建設を促進し、建造物被害の減少を図るものとする。

2. 実施内容

1) 防災的土地利用の推進

本村には防災・消防面で弱い昔ながらの集落形態が残っている地区があるため、土地利用計画に沿った土地の合理的かつ健全な利用を促し、災害の防止を図るものとする。

2) 耐風耐震及び不燃化建造物の建築促進

建造物の新築・改築・増築等の際には、耐風耐震及び不燃化促進に関する各種制度の普及に努め、防災建造物の建設促進に努める。

3) 既存公共建築物の耐風耐震及び不燃化対策

公共建築物は、建替え時または補強等により耐風耐震及び不燃化対策を推進する。
また、定期的な点検及び検査を実施することにより不良個所を把握し、その対策に努める。

4) 公共建築物の耐火耐震性能の向上促進

今後建設される公共建築物については、設計段階から耐火耐震性能の向上を図る。

第8節 火災予防計画

1. 基本方針

火災が発生すると、地理的条件や気象条件によっては消防活動が極めて困難になり、人命を奪う危険性や人家及び公共施設への延焼等大きな被害に発展することが予想される。また、貴重な文化財等を焼失することが懸念されるため、対象施設の巡視や防火施設の整備等火災防止対策を推進するものとする。

2. 実施内容

1) 消防力・消防体制等の拡充強化

- ① 消防団員、消防関係者の資質向上を図るものとする。
- ② 本村において、消防体制の拡充及び消防団の体制強化を図るものとする。
- ③ 多くの人が入り出りまたは勤務する施設（学校、宿泊施設、事業所等、危険物関係施設等）において、自衛消防組織の結成にむけて指導する。また、消防・訓練計画、消防用設備の指導を行うとともに、訓練の実施を図るものとする。
- ④ 住民への防火意識の向上を図るため、春と秋の防火運動期間に消防訓練及び避難訓練の実施に努める。また、防火ビラの配布、講習会、その他防火行事を通じて防火思想の普及・高揚を図る。
- ⑤ 消防水利及び消防車両等の整備を推進する。
- ⑥ 消防自動車の出入りができる幅員6m以上の道路からホースが到達する一定の距離以上離れた消防活動困難区域等については、防災街区整備事業、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の市街地の面的な整備により、消防活動が困難な区域を解消する。

2) 火災予防査察・防火診断

本村においては、消防用設備（消火設備、警報設備、避難設備、消防用水、消火活動上必要な施設等）及び防火管理体制の査察を実施し、火災の発生拡大を抑制・防止するとともに避難を確実なものとする。

また、一般住宅については、火災の多発期となる秋季を控えた時期及び3月の春季火災予防運動週間を通じ、火を取り扱う器具等に関する防火診断を行うよう指導に努めるものとする。

表2-8-1 査察を必要とする施設等

対象施設	査察内容
学校、官公署	防火構造、消火設備、避難設備、防火管理体制等について、夏期休暇や年度末等の時期を利用した重点的な査察を実施する
宿泊・娯楽施設	消火設備、避難設備、防火管理体制等について、定期的な査察を実施する
商店・小売業施設	消火設備、避難設備、防火管理体制等について、定期的な査察を実施する
危険物等関連施設	年間立入検査を通じ、施設の構造設備取扱要領及び防火管理体制等を重点的に査察し、取扱い従業員の防火意識の向上を図るため防火指導を行う

3) 消防施設の整備拡充

- ① 防火水槽、耐震性貯水槽の整備をはじめ、海水・河川水等の自然水利や、ため池等が活

用できるような消防水利の多様化を図る。

- ② 消防無線及び防災行政無線等の通信施設を含む情報収集機器・体制等、伝達系統の整備・拡充を図る。

第9節 危険物等の災害予防計画

1. 基本方針

ガソリンや石油類及び高圧ガス等の危険物による災害は大規模化する恐れがある。そのため、設置事業所における法令の遵守及び保安体制の強化を促進するとともに、保安教育や訓練並びに防災意識の高揚に努め、危険物による災害の発生及び拡大を防止するものとする。

2. 実施内容

1) 危険物貯蔵所及び取扱所の保安対策

消防機関は消防法に規定する危険物貯蔵施設及び取扱所に対して、立入検査や保安査察等（第十一条の三）を実施し、法令基準（第十二条、第九条の三）の適合確認を行うとともに、災害予防上必要な指導を行う（第4章第32節「消防計画」（244頁）参照）。

また、危険物設置事業所は、危険物施設の管理・点検・巡視基準等を定め、保安体制の強化に努める。

2) 防災意識の高揚

危険物設置事業所に対する保安教育や訓練等を強化し、防災意識の高揚に努める。

3) 化学消防機材の整備

危険物災害に適切に対処するため、消防機関に化学車等の配置整備を行うとともに、事業所に対しては化学消化剤等の備蓄を推進させる。

表 2-9-1 危険物施設一覧表

事業所名	所在地	種別	最大貯蔵量
座間味石油商会 座間味給油所	座間味村字座間味 158 番地	A重油 ガソリン 軽油 灯油	1,000ℓ 974ℓ 1,574ℓ 1,000ℓ
座間味石油商会 阿嘉給油所	座間味村字阿嘉 61 番 地	A重油 ガソリン 軽油 オイル類	0ℓ 600ℓ 600ℓ 1,800ℓ
危険物一般取扱所	座間味村西側物揚場	ガソリン	600ℓ
屋外タンク貯蔵所	座間味村西側物揚場	ガソリン	7,460ℓ

第10節 林野火災の予防計画

1. 基本方針

集落と農地及び林野が連続して広がる本村では、火災が発生すると地理的条件や気象条件によっては消防活動が極めて困難になり、人命を奪う危険性や人家及び農地への延焼等大きな被害に発展することが予想される。また、貴重な資源を焼失することになるので、林野等の巡視や防火施設の整備等林野火災防止対策を推進するものとする。

2. 実施内容

1) 林野巡視の強化

林野火災の未然防止及び早期発見を図るため、林野巡視を推進するものとする。

2) 防火施設の整備

地域の実態に即して防火施設（防火線、防火樹帯、防火道、防火用水）の整備を推進し、被害の防止に努める。

3) 林野火災予防意識の高揚および啓発

村民に対して、自然環境愛護精神の高揚及び火災予防意識の普及啓発に努める。特に危険性の高い地域には注意を喚起する標識等の設置を推進するものとする。

4) 林野火災対策の推進

村においては、延焼範囲が拡大し、広域にわたる消防活動を行う場合の消防機関相互間の指揮統制及び情報連絡体系など、林野火災消防活動計画の整備を図る。

5) 出火防止対策

林野またはこれに近接している土地における火入れについては、森林法の遵守や消防機関等への連絡を密にさせ、安全に期するよう指導する。

村及び森林管理署等は、入山者の注意を喚起するため、山火事防止の標柱及び標板等の設置に努めるものとする。

村及び森林管理署は、森林又はこれに接近している土地における火入れについて森林法等に基づく規制措置の適正な実施を確保するための指導を強化する。

火入れに際しての消火設備、監視員の配置及び防火線の設定等についての指導をはじめ、火災予防上危険な気象状況のときの火入れ中止の指導等を徹底する。

6) 林野火災対策用資機材の整備と操法訓練

村は、林野火災対策用資機材の整備に努めるとともに、ヘリコプターによる空中消火等補給基地の整備の促進を図るものとする。

林野面積の多い地域を対象に、関係機関共同で、林野火災用空中消火資機材の操法訓練等を実施する。

第 11 節 防災業務用施設及び設備等の整備計画

1. 基本方針

災害発生等の有事の際の即応体制を確立するため、防災業務に係わる消防や水防、並びに通信及び救援救助等の施設や設備等を平素より定期的な点検及び性能調査を実施するとともに、その整備充実を図る。

2. 実施内容

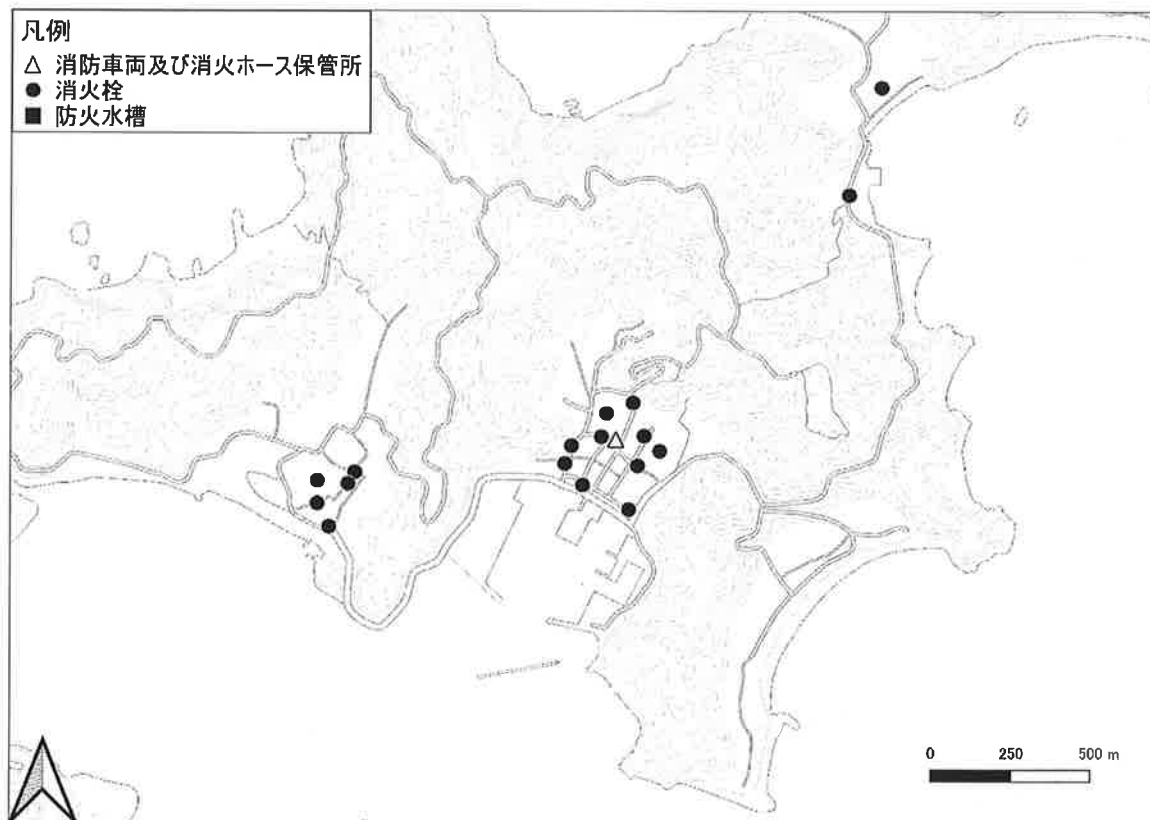
1) 消防施設及び設備等の整備

本村は消防本部の未設置区域であるため、消防体制は消防団による活動のみとなっている。消防用設備等としては、消防ポンプ車両 2 台が、座間味村座間味島と阿嘉島内に配備されており、慶留間島においては小型動力ポンプ付軽消防自動車 1 台が配備されている。なお、各集落には消火栓や防火水槽等の消防水利が設置されているが、日頃よりそれらの定期点検を実施するとともに充実化を図る。

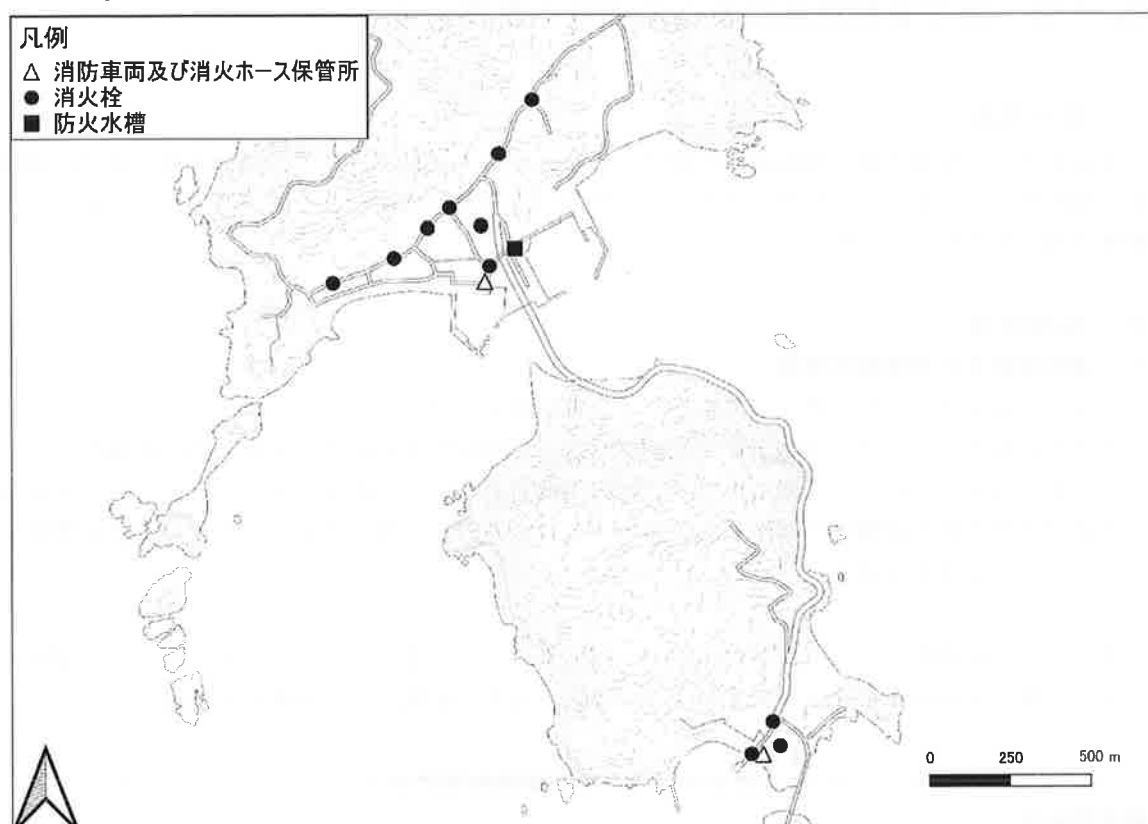
【消防団の組織概要（令和 5 年 10 月 1 日現在）】ポンプ自動車 2 台、小型動力ポンプ付積載車 1 台、携帯無線機 5 台、受令機 1 台（座間味村役場、総務課、座間味村消防団）

図 2-11-1 消防設備配置状況

■座間味島



■阿嘉島、慶留間島



2) 通信施設及び設備等の整備

災害情報を迅速かつ確実に収集及び伝達するため、防災行政無線等の既存通信施設の定期点検を行うとともに、各集落、近隣市町村、県、防災関係機関相互における情報連絡網の整備拡充を図る。

さらに、災害発生時に通信施設等の不足が生ずる場合に備え、N T T及び移動通信事業者との間で災害時における協力に関する協定等の締結を図る。

3) 救助施設及び設備等の整備

災害時の避難に備え、炊き出し可能な学校や公民館及び宿泊施設等を人口並びに地域バランスを勘案して避難所として指定するとともに、避難ルートの設定等地域住民への周知徹底を図る。

また、地震や火災等が拡大し、生命に危険が及ぶような場合に備えて、一時的な避難場所として公園等のスペースを広域避難場所とする。

なお、避難所の予定施設や場所については、あらかじめ土地及び建物等の所有者または管理者の了解を受けるとともに、定期的な防災点検を行う。

4) その他施設及び設備等の整備

水防活動に必要な杭木、土のう袋、スコップ等の水防資機材、並びに被災した道路河川等の復旧工事に必要な土木機械等については、村内土木建築業者との連携により点検や充実化に努め、有事の際にその機能が有効適切に運用できるよう整備する。

第 12 節 文化財災害予防計画

1. 基本方針

本村には指定文化財として国指定文化財が 2 件、村指定文化財が 4 件ある。

地域の文化財は村民共有の財産であり、今後豊かな村民生活を築いていくためにも継承すべきものである。そのため、文化財の適切な保護及び管理体制の確立等、予想される各種災害からの予防対策を図るものとする。

2. 実施内容

- ① 村や県は文化財保護のための施設・設備の整備等の耐震、防火、耐風対策等に努める。
- ② 県教育委員会からの指導を受け、所管の文化財防災計画を策定し、警察及び消防機関と常時連携を密にして、災害予防の確立を図る。
- ③ 文化財の所有者及び管理責任者、または管理団体の防災思想を啓発し、環境の整理整頓を図るよう勧奨する。
- ④ 文化財の指定地内に居住する所有者に対し、火気使用の制限を指導する。また、文化財並びに周辺環境の整備を促進する。
- ⑤ 防災施設の必要な文化財は、補助事業等により完備を図る。また、指定及び未指定の文化財を含め、本村における防災施設の設置を促進する。
- ⑥ 県の主催する各市町村文化財担当職員講習会等により、文化財災害対策について指導を受けるなど、適切な防災措置が図れるようにする。
- ⑦ 暴風による倒壊等の防止対策及び落下物等による破損防止対策を行うものとする。
- ⑧ 村及び県は、文化財の所有者又は管理者に対し、防災体制の確立指導並びに文化財の耐震調査を指導する。

表 2-12-1 文化財一覧表

指定区分	名称
国指定重要文化財	高良家住宅
国指定記念物	ケラマジカ及びその生息地
村指定有形文化財	建造物：阿佐船頭殿の「石垣」
村指定有形文化財	建造物：「鯉漁業創始功労記念碑」
村指定記念物	史跡：阿嘉真謝原の「はる石」
村指定天然記念物	植物：阿嘉御殿の「アカテツ」

第 13 節 避難誘導計画

1. 基本方針

大規模な災害が発生し、または発生する恐れがある場合において、村民及び滞在者等の避難に万全を期するため避難場所の指定、並びに避難誘導体制に関する対策を予め確立するものとする。

村は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。

2. 実施内容

1) 避難場所の整備

(1) 避難場所の指定及び整備

大規模災害が発生した場合の避難先として、避難所（既存建築物等）及び一時または広域避難場所（広場等の屋外）並びに津波緊急避難場所を予め指定しておくものとする。

- ① 避難所は、座間味村役場、阿嘉保健センター、公立の学校、公民館、旅館等とし、できるだけ炊き出し可能な既存建物を使用するものとする。
- ② 避難所として使用する建物については、バリアフリー設備を確保するとともに定期的にその現況を調査するものとする。
- ③ 避難場所の選定に当たっては、洪水、高潮等の浸水想定区域、土砂災害警戒区域・危険箇所等を考慮するものとする。
- ④ 避難所に適する施設がないところについては、簡易宿泊施設及び天幕を設置する場所を選定しておくものとする。
- ⑤ 避難所の予定施設又は場所については、あらかじめ土地、建物、所有者又は管理者の了解を受けておくものとする。
- ⑥ 村は、火災等が拡大し、生命に危険が及ぶような場合に備えて、公園等のスペースを指定しておくものとする。
 1. 災害時に避難者の安全を著しく損なうおそれのある施設が、避難場所内部に存在しないこと。
 2. 避難場所内の建物、道路、池などを除き、利用可能な避難空間として、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策を踏まえ、できる限り過密とならない広さを確保すること。
 3. 避難場所ごとの地区割計画の作成に当たっては、自治会区域を考慮する。
- ⑦ 村は、避難路の指定避難場所ごとに、延焼火災等に対して十分な安全性を有する避難路を指定し、沿道の不燃化を促進するものとする。
- ⑧ 津波緊急避難場所については、短時間で移動が行える近隣の高台を字ごとに指定するものとする。

(2) 避難所の開設及び運営方法

避難所の開設は迅速かつ円滑に行う必要があるため、開設について自治会等の自主防災組織と行政及び施設管理者が事前に協議しておくものとする。

- ① 避難所運営における男女共同参画の視点を踏まえた留意点

- ・ 女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着等の女性によ

る配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性等の確保等、女性や子育て家庭のニーズの配慮に努める。

- ・ 女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子ども等の安全に配慮するよう努める。
- ・ 警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。
- ・ 避難所運営において、運営代表者の男女比に配慮し、男女双方の視点を踏まえた避難所運営が実現できる体制を構築できるよう努める。

② 避難所運営における感染症対策に関する留意点

- ・ 指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、防災担当部局は、保健福祉担当部局と避難所の運営に必要な情報について協議の上、共有するものとする。

2) 避難誘導体制の確立

避難する際には、災害の種類や状況に対応して行動する必要がある。また老人、子供、身体障がい者など災害時要配慮者の安全を優先して行う必要がある。そのため、平常時から災害時要配慮者の情報や避難経路の安全性の把握を行うものとする。また、地域住民の自主的な避難のためにも、日頃から避難場所の位置や避難経路等について住民に周知しておくものとする。

- ① 災害の種類や状況に対応するため、地域の実情に応じ2箇所以上の避難経路を選定し、誘導標識や案内板等の整備を推進するものとする。
- ② 避難誘導を混乱なく行うため、自主防災組織と災害時要配慮者等についての情報を共有するなど連携強化に努めるものとする。
- ③ 災害危険区域及び避難場所や避難経路等を示した防災マップ、並びに災害時要配慮者用を含む村民の避難マニュアルを作成するものとする。

3) 避難情報等の伝達内容・手段、避難誘導体制の整備

村は、災害時において、防災関係機関及び自主防災組織などとの連携を図り、円滑かつ迅速な避難誘導体制の整備を図る。

高齢者等避難及び避難指示は、次の基準に基づき実施する。

種別	基 準	伝達内容	伝達方法
高齢者等避難	○暴風警報が発表または暴風警報発表を予告する旨が記述された強風注意報が発表され、短時間後に危険が予想される場合 ○大雨警報、洪水警報が発表され、短時間後に土砂災害の発生が予想される場合 ○高潮警報に切り替える可能性に言及する高潮注意報が発表されるなど海岸の潮位が高くなり、高潮による災害が発生する恐れがある場合 ○土砂災害の前兆現象（湧き水、地下水の濁りや量の変化）が発見された場合 ○大雨警報（土砂災害対象）が発表され、避難すべき区域で土砂災害が発生する恐れがある場合 ○土砂キキクルで「警戒（赤）」が出現し、避難すべき区域で高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる場合 ○警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で早期発令）	指示者 避難理由 避難対処地域 避難先 その他必要事項	広報車 職員等による口頭 報道機関 防災行政無線
避難指示	○暴風警報が発表され、生命及び身体の危険が差し迫ってきた場合 ○土砂災害警戒情報の発表又は土砂キキクルで「危険（紫）」が出現し、避難すべき区域で土砂災害の危険が高まり、生命及び身体の危険が差し迫ってきた場合 ○洪水警報が発表されている状況で、さらに大雨が降り続き、洪水キキクルで「危険（紫）」が出現し、浸水や道路の冠水が発生し生命及び身体に危険が差し迫ってきた場合 ○高潮警報の発表又は高潮特別警報が発表され、高潮による災害発生が差し迫ってきた場合 ○土砂災害の前兆現象（斜面のはらみ、擁壁や道路等にクラック発生）が発見された場合 ○警戒体制が続き、周囲の状況が避難準備の段階より悪化し、危険が差し迫ってきた場合 ○津波警報や大津波警報等が発表され、避難すべき区域で津波により生命及び身体の危険が差し迫ってきた場合	指示者 避難理由 避難対処地域 避難先 その他必要事項	広報車 職員等による口頭 報道機関 防災行政無線 場合によってサイレン、警鐘、赤と白の格子模様の旗（津波フラッグ）等を併用

【避難を必要とする状況】

- (ア) 火災が拡大するおそれがあるとき。
- (イ) 危険物等の爆発のおそれがあるとき。
- (ウ) ガス、毒劇物等の流出拡散により周辺地域の住民に対して危険が及ぶと予測される
とき。
- (エ) がけ崩れ等の土砂災害により著しく危険が迫っているとき。
- (オ) 大規模地震により建物が大きな被害を受け、居住を継続することが危険と認められ
るとき。
- (カ) 河川構造物等が被害を受け浸水の危険があるとき。
- (キ) その他住民の生命又は身体を災害から保護するため必要と認められるとき。

【避難指示の対象者】

- (ア) 避難指示の対象者は、居住者、来訪者等を含めて、避難を要すると認められる区域
にいる全ての者を対象とする。
- (イ) 避難指示の内容は、次の事柄を明示して実施する。
- (ウ) 避難対象地域（字名、施設名等）
- (エ) 避難先及び避難経路（安全な方向、経路、避難場所の名称）
- (オ) 避難指示の理由（避難要因、避難に要する時間等）
- (カ) その他必要な事項（携行品、要配慮者優先避難等）

第 14 節 防災備蓄計画

1. 基本方針

災害により住家等に被害を受け、日常生活に必要な食糧及び衣料品・寝具等を喪失した地域住民に対し、これらの物資を迅速かつ計画的に配分するため、必要な物資を備蓄するものとする。

また、災害時に迅速に物資等を調達するため、あらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。

さらに、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。

2. 実施内容

1) 食糧の備蓄

村は大規模災害が発生した場合を想定し、人口の 20 分の 1 の 3 日分程度の数量を目標に主食（米及び乾パン等）を備蓄するものとする。また、村民に対しては、各家庭や職場において平素より 7 日分程度の食糧や飲料水及び生活必需品を備蓄するよう、自治会や自主防災組織を通じて啓発するものとする。

2) 生活必需品の備蓄

衣料品及び寝具、携帯トイレ等の生活必需品のほか、自動車へのこまめな満タン給油など、必要とされる種類や数量を備蓄するものとする。

3) 飲料水等の備蓄

災害時には、水道管路の破損等による一時的な断水が予想されるため、飲料水の備蓄に努めるとともに、給水車、給水タンク、ポリ容器等の給水用資機材の整備を図る。

4) 医薬品及び衛生材料の備蓄

災害時における初動期の救護体制に万全を期するため、村診療所並びに村立保健指導所と連携し医薬品及び衛生材料の備蓄を図る。

5) 備蓄物資の定期点検の実施

災害備蓄用の食糧や生活必需品及び飲料水等は定期的な点検を行い、常に良好な状態に保つとともに、災害が発生する際には迅速に配分できるよう供給体制の確立に努める。

第15節 交通確保・緊急輸送計画

1. 基本方針

大規模災害時には、災害対策要員、負傷者、物資、資機材等、多様かつ大量の輸送需要が生じ、輸送手段の確保が困難になることが予想されるため、事前措置として、輸送を円滑に行うための対策を今後推進していくこととする。

2. 実施内容

1) 重要道路啓開のための体制整備

道路管理者は、道路啓開計画に基づく連絡・連携体制を立ち上げ、災害発生後速やかに道路の被害状況を把握して関係機関と情報共有を図り、通行に支障のある場合、直ちに道路啓開を実施する。

また、定期的な実働訓練等により啓開体制の課題を抽出し、計画の見直しを行いながら、迅速な道路啓開の実施に努める。

2) 緊急輸送基地の選定及び整備

輸送を効率的に行うため、県などと調整しながら被災地外に緊急輸送基地を設置し、総合的な輸送体制を整える必要がある。そこで、陸、海、空から物資等が集積することを念頭に置いて、緊急輸送基地を選定（確保）し、整備していくこととする。

3) 臨時ヘリポート・空港の確保

荒天時において船舶輸送が機能しない場合に備え、空からの輸送が迅速になされるよう、本村域内に臨時ヘリポートの指定や整備及び空港の整備を行うものとする。緊急時の拠点として慶良間空港を指定し、緊急物資・人員の受入を可能とする機能を図るための整備を行うものとする。

■ヘリポート一覧

名称	場所	備考
座間味ヘリポート	座間味 1208 番地	場外離着陸場
阿嘉ヘリポート	阿嘉 953 番地	場外離着陸場
慶留間ヘリポート	慶留間 942 番地	慶良間空港エプロン

4) 緊急通行車両の事前届出の徹底

災害時の緊急輸送の確保をするため交通規制がなされた場合、当該区間・区域を通行するためには緊急通行車両の確認がなされる必要がある。この場合、事前に届出を行い、届出済証の交付を受けることで手続きが簡略化され、迅速に確認がなされるようになっている。そこで、本計画の「災害応急対策計画」に基づいて使用する可能性の高い車両をリストアップし、事前届出の徹底を図ることとする。

5) 輸送手段等の確保（応援協定）

災害時において、輸送手段や輸送人員等の確保が円滑に行えるよう、県内の各関係業界、民間団体との間で応援協定を締結する。

6) 上記2)を除く生活道路等の通行可否の確認等

各道路管理者は、道路の浸水や土砂崩れ等を速やかに把握するため、監視・観測装置、パトロール体制、道路管理者間相互及び警察等とのリアルタイムな情報共有体制を整備するほか、浸水箇所への車両進入による水没事故を防止するため、アンダーパス等への水位センサーと表示板の設置を進める。